

議員発案第 2 号

防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書」を提出するものとする。

令和 2 年 12 月 18 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 小 林 誠

賛 成 者 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 酒 井 健

同 三条市議会議員 馬 場 博 文

同 三条市議会議員 森 山 昭

同 三条市議会議員 西 川 重 則

防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書

近年、全国各地で大規模な地震や記録的な集中豪雨等による甚大な被害が相次ぎ、気候変動の影響により「数十年に一度」、「想定外」と言われる大規模な自然災害が懸念されている。

このため、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、当市もこれを活用することで、特に緊急的に実施すべき対策を集中的に進めることができている。

しかしながら、昨年全国各地で猛威を振るった東日本台風では、多数の国民が犠牲となるなど甚大な被害が生じ、いまだ多くの被災者が困窮している。

激甚化、頻発化する自然災害から国民の生命財産を守り、安全・安心を確保するためには、防災・減災対策の強化は不可欠である。

特に三条市は、信濃川や五十嵐川等の一級河川を数多く有し、低地から山間部まで人口や資産が広域に分布しているため、洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高く、平成16年7月及び平成23年7月新潟・福島豪雨をはじめとして多くの災害が発生していることから、河川改修や土砂災害対策等の公共投資が強く望まれている。

また、豪雪地帯である三条市において、冬期における安全・安心な道路交通を確保するための道路整備や除雪等に加え、平時及び災害時に安定的な輸送を確保し、ポストコロナ時代における分散型の国土利用に必要な広域道路ネットワークの構築、急速に劣化が進むインフラ施設の老朽化対策の充実が強く求められている。

よって、国会並びに政府におかれては、激甚化、頻発化する自然災害に対応するための防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ継続的に実施できるよう「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く「新たな5か年計画」の策定及び必要な予算を確保するとともに、地方財政措置の拡充などによるさらなる負担軽減を図るなど、防災・減災、国土強靱化対策の充実、強化を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 佐藤 和 雄

[提出先]

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣